

まつやま 農業委員会だより

第85号
令和元年10月31日

編集 松山市農業委員会
発行 松山市二番町四丁目7番地2
〒790-8571 (TEL089-948-6631)
印刷 不二印刷株式会社

第183回 松山市農業委員会総会



第183回松山市農業委員会総会が、5月23日（木）に松山市役所本館11階大会議室において開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員等併せて36名が出席しました。

総会では、渡部泰明会長からの挨拶、来賓による祝辞の後、平成30年度に実施した総会や研修会の開催状況や農地利用状況調査等の事業に関する報告がありました。

また、令和元年度の事業計画案について説明があり、農政活動の推進や農地法に基づく許可義務の厳正・適正な運用等の主要事業として取り組む9項目が審議され、全会一致で承認されました。

第21回

JAえひめ中央ぶどう果実品評会

ぶどうの出荷最盛期を迎えた8月31日（土）、JAえひめ中央伊台支所で、「第21回JAえひめ中央ぶどう果実品評会」が開催されました。

梅雨入り後の日照不足や7月下旬からの高温の影響もありましたが、今年も品質のよいぶどうが多く出品されました。

そのような素晴らしいぶどうが多く出品される中、室崎忠憲さん（伊台）の「シャインマスカット」が、松山市農業委員会会長賞を受賞しました。



今回受賞された室崎さんは「今年は雨が続き、日照不足により糖度がなかなか上がらず、大変だった。水の管理に留意して、育てました。シャインマスカットは今年初出品し、初受賞だったのでとても嬉しい。」と晴れやかな笑顔で話してくれました。



農地利用状況調査実施中!

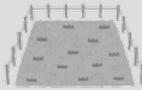
農業委員会では、遊休農地の発生や違反転用を防ぐため、毎年、農地利用状況調査を実施しています。

- ◎対象: 市内全域の農地
- ◎期間: 令和元年6月から令和元年10月頃まで
- ◎調査方法: 農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員等が農地の状況を調査します。

★調査のため農地へ立ち入ることや、お話しをお伺いすることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

遊休農地とは

- ◎1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ◎周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地



利用意向の確認

遊休農地の所有者または耕作者に対しては、適正な農地管理の依頼文書と利用意向調査書を送付します。

文書が届いた場合は、除草などの適正な管理を行い、利用意向調査書を農業委員会事務局に返送してください。

お問合せ先

農業委員会事務局 農政担当
(TEL 089-948-6628・6631)

松山市青年農業者連絡協議会 会員大募集

松山市青年農業者連絡協議会とは

松山市内で農業を営む40歳未満の青年農業者(松山市内単位青年農業者協議会員)が、農業経営の基盤育成や地域農業の発展につながることを目的として活動を行う協議会です。

このような活動をしています

- 協議会員相互や指導員等を招いての技術講習会
- 県外の農業先進地への視察を行う先進地視察研修
- 地域協議会が抱える課題解決への取組を支援する地域協議会活動支援
- まつやま農林水産まつりへの出展等を通じた消費者との交流活動
- 東温市青年農業者協議会との交流活動
- 市内の生産者が抱える問題の解決に向けた取組を行うプロジェクト活動

この他にも、定例理事会や情報交換会などの活動や、役立つ情報の提供等も行っています。

Q どうすれば入会できますか?

A ご自身が営農する地域の青年農業者協議会に入会していただきます。詳しい入会方法は下記連絡先までお問合せください。

Q 年会費等は必要ですか?

A 年会費は1人4,000円となっています。また、視察研修等一部の活動に参加していただく際には、別途参加費用が必要な場合があります。



お問合せはこちら

松山市青年農業者連絡協議会事務局 (松山市農林水産課内)
TEL : 089-948-6566 FAX : 089-934-1808

農地を貸し借りしたいなら…

利用権設定がおすすめです!



★ 主なメリット ★

- 貸した農地は、期限が来れば必ず返ってきます。離作料も不要です。

★ 注意すること ★

- 市街化区域の農地には利用権設定ができません。
 - 期間の途中で解約する場合は手続きが必要です。
- 口約束で農地を貸し借りしていると、後々思わぬトラブルになるおそれがあります。
- 利用権設定で、安全安心な農地の貸し借りをおすすめします。まずはお気軽にご相談ください。

お問合せ先

農業委員会事務局 農政担当
(TEL 089-948-6628・6631)

相続登記はお済みですか?

農地について、所有権や賃借権等の権利を相続により取得された方は、農業委員会へ届出が必要です。

賃借権の相続も忘れないで!

賃借権が設定された農地の耕作者が死亡した場合、耕作をする権利は相続人に継承されます。遺産分割協議の際、賃借権についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。



また、賃借権を相続された方は、台帳の名義を変えるために農業委員会へ届出をしてください。

相続の未登記による耕作放棄地が増加しています。雑草や病害虫の発生により周辺農地や近隣住宅に悪影響を及ぼします。適正な管理をお願いします。

お問合せ先

農業委員会事務局 農地調整・転用担当
(TEL 089-948-6630)

イノシシ等の被害でお困りの農家のみなさまへ

～防護柵資材購入費補助のご案内～

松山市では、イノシシなどによる農作物被害の防止のために電気柵や金網柵などの資材を購入した費用の一部を補助しています。

近年のイノシシ被害は、果樹被害にとどまらず、一部の中山間地域で、電気柵等の未設置による稲への被害も生じています。

愛情を込めて大切に育てた農作物を守るためには、猟友会等、捕獲者による捕獲も大切ですが、防護柵設置による防除対策も大変重要です。

ぜひとも、市の補助を活用いただき、防護柵を設置し、大事な農作物を守りましょう。



1

補助対象者の要件

- 松山市内に住所があり、市内で農業を営んでいること。
- 松山市税を完納していること。
- 申請年度内に防護柵設置を完了できること。(申請は同一年度内に1回限り)

2

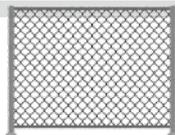
補助の対象となる経費

- 松山市内の店舗で資材を購入した費用(ただし新設する場合)

3

補助金の額 (資材購入費の補助)

- 認定農業者・認定新規就農者：2分の1以内で上限3万円
 - 上記以外の農家：3分の1以内で上限2万円
 - 共同(2戸以上)設置：2分の1以内で上限50万円
- ※個人で設置する場合は、施設の延長が100メートル以上であること。
※共同で設置する場合は、連続する農地の周囲に設置し、施設の延長が300メートル以上であること。



お問合せ先

農林水産課 鳥獣対策・農地保全担当 (TEL 089-948-6567)

人・農地プランの話し合いに参加しましょう!

人・農地プランとは?

集落の5年、10年後の人と農地の将来を考える話し合いをし、その結果を「未来の設計図」として作成した計画書です。

人 今後も営農を継続していき、集落の農業を担っていく人(中心経営体)と、今後農業を引退予定の人を自己申告により区別して、集落の担い手の状況を明らかにします。

農地 営農を継続する方、引退を考えている方、それぞれの経営内容と農地の情報を収集し、利用されなくなる農地を今後どうしていくか話し合い、農地の集積をプランに基づいて進めていきます。

人・農地プラン作成のメリット

- 1** 耕作放棄地の発生防止
利用されなくなる農地を、話し合いによって明らかにし、規模拡大したい人などに貸し出すことで、耕作放棄地の発生防止につながります。
- 2** 補助事業の申請資格の獲得
人・農地プランの中心経営体に登載されることが、補助を受ける要件となる事業があります。
- 3** 新規就農者や後継者の確保
人・農地プランに参加した新規就農者や後継者の方は、様々な補助事業を受けられる可能性が拡がり、集落に新しい人材を加え、集落の農業を発展させる助けになります。

集落のみなさんの協力が必要です! 一緒に集落の農業の未来を考えましょう!

法律が改正され、すでに作成済の集落でも、補助事業の利用の有無に関わらず、人・農地プランを実質化する手続きが必要になりました。

アンケートや、人・農地プランの話し合いを集落ごとで、これから実施していきますのでご協力よろしくお願いします。

「この集落はすでに作成済みかな?」「集落で話し合いをしたい!」などお問い合わせは、農林水産課までどうぞ

お問合せ先

農林水産課 集落営農・担い手育成担当 (TEL 089-948-6566)

家族経営協定締結 農業者視察研修

9月27日（金）に松山地区の家族経営協定締結農業者を対象とした研修会を西条市で行いました。

研修会では、葉わさびの加工販売を行っている氷見の株式会社アグフィールドの伊藤さんに、お話を伺いました。葉わさびの加工販売に着目したきっかけや、種の管理が難しい葉わさびの栽培のポイントなど戦略的な経営方法について色々な話が聞けました。参加者の皆さんは、熱心な様子で担当者の話を聞き、多くの質問が飛び交いました。

またその後も家族経営協定締結者間で情報交換を行い、交流を深めました。



お問合せ先

農業委員会事務局 農政担当
(TEL 089-948-6631)

農 業 者 年 金

次の要件をすべてクリアしていれば加入できます

- 20歳以上60歳未満
- 年間60日以上農業従事
- 国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)



農業者年金のメリット

① 国庫補助

39歳までに加入、認定農業者で青色申告をしている方やその方と**家族経営協定**を結んだ配偶者・後継者など、一定の要件を満たす農業者には国から保険料の補助（月額最高1万円）があります。

② 積立方式・確定拠出型

自分の年金原資を自分で積み立てる、積立方式の確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に左右されません。

③ 終身年金

年金は65歳から生涯受け取ることができます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

家族経営協定

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について、家族みんなで話し合いながら決めるものです。

協定は簡単な手続きで結べます！詳しい内容は左記までお気軽にお問合せください。

全国農業新聞

営農に役立つ情報が満載！

- 発行日 月4回金曜日
- 購読料 月額700円(送料共)
- お問合せ先 農業委員会事務局
(TEL 089-948-6628)